



# PDF フォーム操作手順書

第 1.1 版

2020 年 9 月 1 日

# 変更履歴

項	版数	変更日	変更箇所	変更理由・内容
1	1.0	2020/3/19	全般	新規作成
2	1.1	2020/9/1	5.PDF フォームの 記載例	計画認定申請、軽微変更届の修正 監査報告書の追加
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

# 目次

<b>1.PDF フォームとは</b>	<b>5</b>
<b>2.事前準備</b>	<b>6</b>
(1) PDF フォームのダウンロード	6
(2) PDF フォームを Adobe Acrobat Reader でデフォルト表示する設定	6
<b>3.PDF フォームの基本操作</b>	<b>8</b>
(1) 申請書の入力および印刷	8
(2) 入力内容の削除	11
(3) QR コード付き PDF フォームの注意点	11
(4) 印刷上の注意点	13
(5) 別紙の注意点	13
<b>4.技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号）の入力上の注意点</b>	<b>15</b>
(1) 申請者の入力	15
(2) 役員の入力	16
(3) 事業所の入力	17
(4) 送出機関の入力	19
(5) 技能実習生の待遇の入力	19
(6) 入国後講習実施予定表／実習実施予定表の入力	19
<b>5.PDF フォームの記載例</b>	<b>20</b>
(1) 計画認定申請	20
(2) 軽微変更届	30
(3) 事業報告書	34
(4) 監査報告書	38

# はじめに

本書は、PDF フォームから申請書を作成するための手順、注意点を記載しています。

# 1.PDF フォームとは

PDF フォームとは、入力内容のチェック、QR コード生成、および印刷機能を兼ね備えた入力フォームです。対象となる様式は表 1-1 の通りです。

表 1-1.PDF フォームの一覧

No	様式	QR コード付き
1	技能実習計画認定申請書 (省令様式第 1 号)	あり
2	技能実習計画軽微変更届出書 (省令様式第 3 号)	あり
3	事業報告書 (省令様式第 23 号)	
4	監査報告書 (省令様式第 22 号)	あり

## 2.事前準備

### (1) PDF フォームのダウンロード

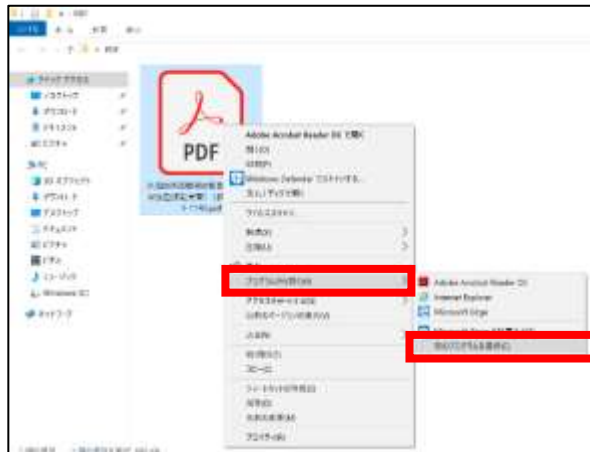
外国人技能実習機構の HP(<https://www.otit.go.jp/youshiki/>)から該当の PDF フォームをダウンロードしてください。

Windows8.1 以上または Mac OS 上に、Adobe Acrobat Reader DC (以降、Adobe Acrobat Reader) がインストールされている場合に利用できます。印刷用のプリンタの解像度は、300dpi 以上としてください。

### (2) PDF フォームを Adobe Acrobat Reader でデフォルト表示する設定

PDF フォームを Adobe Acrobat Reader で表示するように設定してください。Windows10 を例に説明します。

- ① PDF フォームを右クリックし、表示された一覧から「プログラムから開く」にマウスポインターを合わせて、「別のプログラムを選択」をクリックします。



② 「このファイルを開く方法を選んでください。」が表示されます。

「Adobe Acrobat Reader」をクリックし、「常にこのアプリを使って.pdf ファイルを開く」にチェックを入れて、「OK」をクリックします。



## 3.PDF フォームの基本操作

### (1) 申請書の入力および印刷

#### ① PDF フォームを起動します。

必須項目は薄黄色、任意項目は薄水色の背景色で表示されます。

#### ② 申請に必要な項目を入力します。

- 入力項目をマウスでクリックします。(キーボードの Tab キー操作による移動もできます)
- テキスト入力以外、項目によってプルダウン選択や、ラジオボタンやチェックボックスによる選択ができます。

(プルダウン選択例)

(ラジオボタンによる選択例)



- テキスト入力時、以下の項目は注意が必要です。

郵便番号：3桁半角数字、ハイフン(-)、4桁半角数字

電話番号：半角数字4桁以内(先頭0)、ハイフン(-)、半角数字4桁以内、ハイフン(-)、半角数字4桁以内

認定番号、許可番号、実習実施者届出受理番号：先頭漢字(認/許/実)、半角数字10桁

- 金額、人数の合計値や率は自動計算されます。

### ③ 入力が完了したら、「申請書印刷」ボタンをクリックし、印刷を行います。

- 入力内容に誤りがある場合

該当する入力項目の背景色が薄赤色となり、エラー画面が表示されます。20件までエラーメッセージが閲覧でき、20件を超える分は件数が表示されます。

エラーメッセージを確認し、入力内容を修正します。



- 入力内容が正しい場合

印刷画面を表示します。「印刷」ボタンをクリックすると、印刷することができます。



- 入力途中で保存する場合は、「ファイル」から「上書き保存」をクリックします。



## (2) 入力内容の削除

「クリア」ボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。

「はい」ボタンをクリックすると、入力内容を全て削除します。

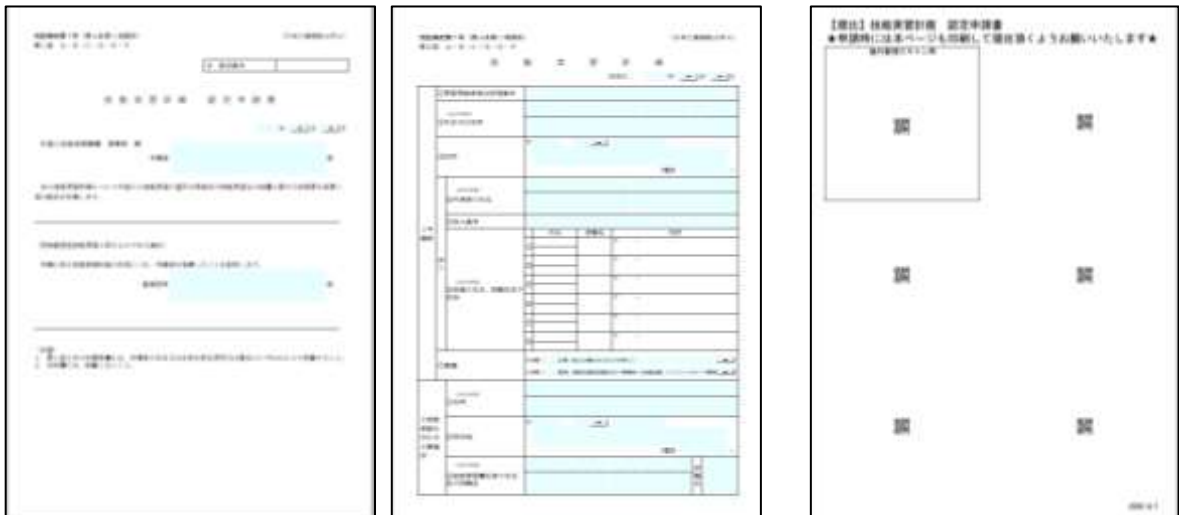


## (3) QRコード付き PDF フォームの注意点

- ① PDF フォームを起動すると、最終ページに QR コードが表示されます。

例) 技能実習計画認定申請書 (省令様式第 1 号)の 1、2 ページ目と最終ページ

(最終ページ)

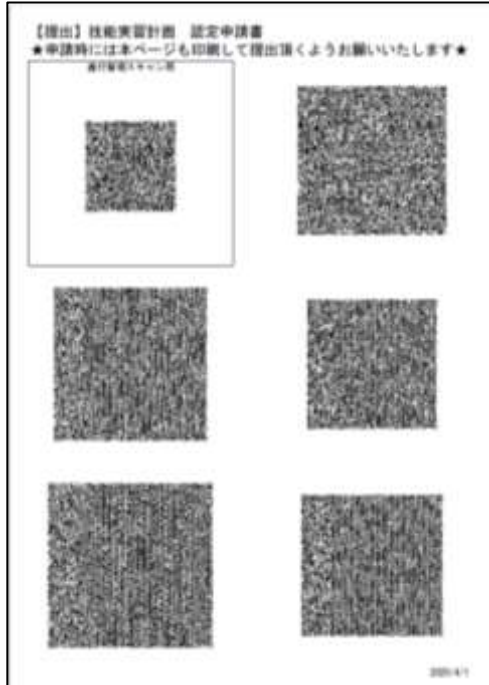


② 申請に必要な項目を入力し、「申請書印刷」ボタンをクリックして、印刷します。

入力内容に誤りがなければ、QR コードを生成し、申請書とセットで印刷してください。

プリンタの解像度は 300dpi 以上としてください。

QR コードは申請書とセットで提出してください。



③ 住所／氏名の入力について

- 住所は都道府県、市区郡、町村番地、建物名毎に入力項目を設けております。

入力項目にマウスポインターを近づけると、説明文を表示します。

- 氏名／ふりがなは、姓、名毎に入力項目を設けております。

入力項目にマウスポインターを近づけると、説明文を表示します。

## (4) 印刷上の注意点

PDF フォームの「ファイル」から「印刷」をクリックし印刷すると、エラー画面が表示されます。

「OK」ボタンをクリックすると印刷することはできませんが、入力内容のチェックや、QR コード作成を正常にすることができないため、「ファイル」からの印刷物は機構に提出しないでください。



## (5) 別紙の注意点

PDF フォームの注記に、「別紙のとおり」と記載されている場合に利用します。

利用例として、事業報告書 (省令様式第 23 号\_本体)の「実習監理した団体監理型技能実習生の国籍 (国又は地域)及び人数」の入力欄が不足した場合を記載します。

### ① 別紙の準備

技能実習生の氏名欄が不足し、さらに入力したい場合は、該当する様式の別紙を外国人技能実習機構の HP からダウンロードしてください。ここでは、実習監理した団体監理型技能実習生の国籍および人数を 4 か国以上入力する場合に別紙が必要となります。

(本体)

6 実習監理した団体監理型技能実習生の数	計 人 (第 1 号 人、第 2 号 人、第 3 号 人)						
7 実習監理した団体監理型技能実習生の国籍 (国又は地域)及び人数	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>人 ( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人 ( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人 ( 人)</td> </tr> </tbody> </table>		人 ( 人)		人 ( 人)		人 ( 人)
	人 ( 人)						
	人 ( 人)						
	人 ( 人)						

6、7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍 (国又は地域) 及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7、9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

## ② 別紙の入力

- ページ番号に'1'を入力し、3 か国を超える分を入力欄に入力します。
- 「申請書印刷」ボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。
- 「はい」ボタンをクリックすると、印刷画面が表示され、印刷できます。
- 別紙の入力欄が不足する場合は、新たに別紙を準備し、ページ番号を1 ずつ増やしていきます。



# 4.技能実習計画認定申請書 (省令様式第 1 号)の入力上の注意点

本申請書は QR コード付き PDF フォームであるため、入力ルールを取り決めています。

## (1) 申請者の入力

申請者は 3 件まで入力することができ、2 件目以降は別紙を準備して入力します。

- ① 1 件目は、本体に入力します。
- ② 2 件目は、別紙 2 の申請者の番号を'2'と入力してご利用ください。
- ③ 3 件目は、別紙 2 を新たに準備し、申請者の番号に'3'を入力してご利用ください。

(本体)

The image shows the main application form with several red boxes highlighting input areas: one for the applicant's name and address, another for the applicant's phone number, and a third for the applicant's ID number.

(別紙 2)

The image shows the supplementary form (別紙2) with a red box highlighting the applicant information input fields, which are identical in layout to the main form.

## (2) 役員の入力

役員は申請者毎に 80 件まで入力することができます。申請者毎に別紙を準備して入力します。本体に入力することはできません。

### ① 1 件目の申請者の場合

- 別紙 1 の申請者の番号を'1'、ページ番号を'1'と入力してご利用ください。
- 役員は 8 件まで入力できますが、不足する場合は、新たに別紙 1 を準備して入力します。申請者の番号は'1'のまま、ページ番号は'2'を入力してご利用ください。入力が不足する場合は、新たに別紙 1 を準備し、ページ番号を 1 つ増やしてご利用ください。

### ② 2 件目の申請者の場合

- 別紙 1 の申請者の番号を'2'、ページ番号を、'1'と入力してご利用ください。
- 役員は 8 件まで入力できますが、不足する場合は、新たに別紙 1 を準備して入力します。申請者の番号は'2'のまま、ページ番号は'2'を入力してご利用ください。入力が不足する場合は、新たに別紙 1 を準備し、ページ番号を 1 つ増やしてご利用ください。3 件目も同様な要領で入力します。
- 別紙 1 の申請者の番号は、1～3 まで、ページ番号は、1～10 まで入力が可能です。

(本体)

役員の名前、ID番号及び住所は別紙 1 に記載してください。

(別紙 1)



### (3) 事業所の入力

事業所は申請者毎に 40 件まで入力することができ、1 事業所につき、技能実習指導員、生活指導員は事業所毎に各 5 名まで入力することができます。

1 事業所で技能実習指導員、生活指導員が複数になる場合、もしくは 2 事業所以降は別紙を準備して入力します。

① 1 件目の申請者に対し、事業所が 1 件の場合

- 1 人目の技能実習指導員、生活指導員は本体に入力します。
- 技能実習指導員、生活指導員の 2～5 人を別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'1'、事業所の番号は'1'と入力します。

(本体)

This screenshot shows the main body of the application form. A red box highlights the input area for the first business establishment, which includes fields for the business name, address, and contact information. The form is titled '技能実習計画認定申請書' and includes various sections for applicant and business details.

This screenshot shows a separate sheet (別紙 3) used for inputting additional business establishments. A red box highlights the input area, which includes fields for the business name, address, and contact information. This sheet is used when there are multiple business establishments for a single applicant.

(別紙 3)

別紙 3 (別紙 3 の入力欄)

申請者の氏名は必須

申請者の番号

1 事業所

2 事業所

3 事業所

4 事業所

5 事業所

6 事業所

7 事業所

8 事業所

9 事業所

10 事業所

11 事業所

12 事業所

13 事業所

14 事業所

15 事業所

16 事業所

17 事業所

18 事業所

19 事業所

20 事業所

別紙 3 (別紙 3 の入力欄)

事業所の番号

1 事業所

2 事業所

3 事業所

4 事業所

5 事業所

6 事業所

7 事業所

8 事業所

9 事業所

10 事業所

11 事業所

12 事業所

13 事業所

14 事業所

15 事業所

16 事業所

17 事業所

18 事業所

19 事業所

20 事業所

21 事業所

22 事業所

23 事業所

24 事業所

25 事業所

26 事業所

27 事業所

28 事業所

29 事業所

30 事業所

② 1 件目の申請者に対し、事業所が複数の場合

- 技能実習指導員、生活指導員の 1～5 人を別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'1'、2 事業所以降は、別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'1'、事業所の番号は'2'以降を入力してください。

③ 2 件目の申請者の場合

- 技能実習指導員、生活指導員の 1～5 人を別紙 3 に入力します。
- 申請者の番号は'2'、事業所の番号は'1'と入力します。
- 事業所が複数ある場合、2 件目以降を別紙 3 に入力します。事業所の番号は'2'以降を入力してください。

## (4) 送出国の入力

技能実習生の送出国は、以下の順序で絞り込みます。

- ① 技能実習生の国籍を選択します。(国籍に関連づく送出国が絞り込まれます)
- ② 送出国の先頭 1 文字を選択します。(該当する送出国が絞り込まれます)
- ③ 送出国を一覧から選択します。

This screenshot shows the '送出国' (Country of Origin) section of the application form. A red box highlights the dropdown menu where the user selects a country. The form includes fields for the applicant's name, date of birth, and various checkboxes for different types of training programs.

This screenshot shows the '送出国' (Country of Origin) section of the application form. A red box highlights the dropdown menu where the user selects a country. The form includes fields for the applicant's name, date of birth, and various checkboxes for different types of training programs.

## (5) 技能実習生の待遇の入力

休日、休暇、技能実習生が定期的に負担する費用は、詳細な項目を設けております。

This screenshot shows the '休日' (Holiday) section of the application form. A red box highlights the input field where the user enters the number of days for each category of holiday.

## (6) 入国後講習実施予定表／実習実施予定表の入力

PDF フォームは設けていないため、従来どおり、Word 文書にて作成してください。

# 5.PDF フォームの記載例

PDF フォームの記載例をまとめています。

## (1) 計画認定申請

省令様式第1号(本体) : 1 / 8ページ

別記様式第1号(第4条第1項関係) 第1面 A・B・C・D・E・F	(日本産業規格A列4)
※ 認定番号	
<b>技 能 実 習 計 画 認 定 申 請 書</b>	
2020 年 4 月 1 日	
外国人技能実習機構 理事長 殿	
申請者	外国人技能実習機構株式会社 代表取締役 機構太郎
次の技能実習計画について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定を申請します。	
(団体監理型技能実習に係るものである場合)	
申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。	
監理団体	法厚協同組合 理事長 組合太郎
(注意)	
1 第1面上方の申請者欄には、申請者の氏名又は名称を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。	
2 ※印欄には、記載しないこと。	

## 省令様式第1号(本体) : 2 / 8ページ

別記様式第1号(第4条第1項関係)  
第2面 A・B・C・D・E・F

(日本産業規格A列4)

## 技 能 実 習 計 画

作成日: 2020年4月1日

1 申請者	①実習実施者届出受理番号	実1904999999		
	(ふりがな)	がいこくじんぎのうじっしゅうきこうかぶしきがいしゃ		
	②氏名又は名称	外国人技能実習機構株式会社		
	③住所	〒108-0022 東京都港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階 (電話 03-999-9999)		
	(ふりがな)	きこう	たろう	
	④代表者の氏名	機構	太郎	
	⑤法人番号			
法人	⑥役員の氏名、役職名及び住所	氏名	役職名	住所
		①		〒 -
		②		〒 -
		③		〒 -
		④		〒 -
		⑤		〒 -
		⑥		〒 -
⑦業種	大分類 (E, 製造業) 小分類 (099, その他の食品製造業)			
2 技能実習を行わせる事業所	(ふりがな)	きこうかぶしきがいしゃ		
	①名称	機構株式会社大阪工場		
	②所在地	〒999-9999 大阪府大阪市 大阪区大阪町〇-〇-〇 大阪GGJKビル100階 (電話 06-9999-9999)		
(ふりがな)	きこう	いちろう	役職名	
③技能実習責任者の氏名及び役職名	機構	一郎	工場長	

## 省令様式第1号(本体) : 3 / 8 ページ

	(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名 及び役職名	きこう	ろくろう	役職名	業務部長	
	(ふりがな) ⑤生活指導員の氏名及び 役職名	きこう	しちろう	役職名	総務部長	
3 技能 実習生	①氏名	ローマ字	TEI HEIOTU			
		漢字	丁 丙乙			
	②国籍(国又は地域)	中国				
	③生年月日、年齢及び性別	1990 年 1 月 1 日 ( 30 才 ) 性別 ( ○男 ・ ●女 )				
	④帰国期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
4 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input checked="" type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)				
5 技能 実習の 内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号 ( 4-9-1 )				
		職種名 ( そう菜製造業 ) 作業名 ( そう菜加工作業 )				
	複数実施の場合	コード番号 ( ) 職種名 ( ) 作業名 ( )				
	②移行対象職種・作業以外 の場合					
	③入国後講習	第3面「入国後講習実施予定表」のとおり				
	入国前講習実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	④実習	第1号技能実習にあっては第4面「実習実施予定表」、第2号技能実習又は第3号技能実習にあっては第5面「実習実施予定表(1年目)」及び第6面「実習実施予定表(2年目)」のとおり				
6 技能実習の目標	①目標の達成	<input type="checkbox"/> 技能検定(試験名: )、級: ) <input checked="" type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 惣菜製造業技能評価試験、級: 専1 ) <input type="checkbox"/> その他(内容: )				
	複数実施の場合	<input type="checkbox"/> 技能検定(試験名: )、級: ) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: )、級: ) <input type="checkbox"/> その他(内容: )				
7 前段 階の目 標の達 成状況	①目標の達成	<input type="checkbox"/> 技能検定(試験名: )、級: ) <input checked="" type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: 惣菜製造業技能評価試験、級: 初1 ) <input type="checkbox"/> 技能検定(試験名: )、級: ) <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験 (試験名: )、級: ) <input type="checkbox"/> その他(内容: )				
	②前段階の技能実習計画の 認定番号	認1804999999				
8 技能実習の期間及び時間数		延べ期間 2 年 0 月 0 日 日間 ( 2019 年 4 月 1 日 ~ 2020 年 3 月 10 日 ) 合計時間 3,840 時間 (入国後講習 時間、実習 時間)				

## 省令様式第1号(本体) : 4 / 8 ページ

9 団体 監理型 技能 実習	①監理団体の許可番号		許1904999999	
	②監理団体の許可の別		<input checked="" type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業	
	(ふりがな) ③監理団体の名称		ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合	
	④監理団体の住所		〒 999-9999 東京都 港区 海岸〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)	
	(ふりがな) ⑤監理団体の代表者の氏名		くみあい たろう 組合 太郎	
	(ふりがな) ⑥監理責任者の氏名		くみあい じろう 組合 次郎	
	(ふりがな) ⑦担当事業所の名称		ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合	
	⑧担当事業所の所在地		〒 000-0000 東京都 千代田区 霞が関〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)	
	(ふりがな) ⑨計画指導担当者の氏名		くみあい たいち 組合 太一	
	⑩取次送出機関の氏名又は名称			
10 技能 実習生 の 待遇	①報酬	賃金	<input checked="" type="radio"/> 月給・ <input type="radio"/> 日給・ <input type="radio"/> 時給	220,000 円
		講習手当		80,000 円
		その他		円
				円
			円	
②雇用契約期間	期間の定め ( <input checked="" type="radio"/> 有( 2020年 4 月 1 日 ~ 2022年 3 月 3 日 ) ・ <input type="radio"/> 無 )			
③労働時間及び休憩	08 時 00 分 ~ 17 時 00 分 (休憩: 12 時 00 分 ~ 13 時 00 分)			
④所定労働時間	年間 1,920 時間 / 週平均 36.82 時間			
⑤休日	<input type="checkbox"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 祝日 22 日 夏季休暇 5 日 年末年始 8 日 日			

## 省令様式第1号(本体) : 5 / 8 ページ

⑥休根	年次有給休暇(6か月継続勤務した場合)	10日 日 日 日 日
⑦宿泊施設	当社員寮○○○号室 所在地: 京都府○○市○○町○-○-○ 〒000-0000 京都府 京都市 中京区○-○-○	
⑧技能実習生が定期に負担する費用	食費 13,000円、 居住費 5,000円 その他 水道光熱費他(月当たり) 4,000円	円 円 円 円
11備考	担当者 機構株式会社 経務部長 機構七郎 連絡先 電話○○○-○○○-○○○(内線○○○○)	

(注意)

- 1 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 2 1 欄の④及び⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 1 欄の⑦は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 4 2 欄について、技能実習を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 3 欄の①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 6 3 欄の④は、第3号技能実習に係る申請である場合には、第2号技能実習の終了後第3号技能実習の開始までの間又は第3号技能実習開始から1年以内における本国への一時帰国の期間(一時帰国する予定の期間を含む。)を記載すること。帰国期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 5 欄の①及び②について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第1号技能実習に係る技能実習計画である場合には、技能実習の内容が分かるように具体的に記載すること。
- 8 5 欄の①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄にコード番号を全て記載すること。また、複数の職種及び作業を実施する理由を11欄に記載すること。
- 9 5 欄の③及び④は、技能実習の区分に応じた所定の様式で作成し、提出すること。
- 10 5 欄の③につき入国前講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。
- 11 6 欄及び7 欄について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主たる職種及び作業については、上欄に記載し、主たる職種及び作業以外の職種及び作業については、下欄の複数実施の場合の欄に記載すること。
- 12 6 欄について、その他の欄にチェックマークを付す場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載すること。
- 13 7 欄について、第2号技能実習に係る申請である場合には第1号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を、第3号技能実習に係る申請である場合には第2号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を記載すること。
- 14 8 欄について、技能実習の期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 15 10 欄の②について、雇用契約期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 16 11 欄には、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。



## 省令様式第1号(本体) : 6 / 8 ページ

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第7面 A・B・C・D・E・F

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)  
(認定の欠格事由)
- 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
  - 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条若しくは第二百四十九条若しくは第二百五十条若しくは第二百五十一条若しくは第二百五十二条若しくは第二百五十三条若しくは第二百五十四条若しくは第二百五十五条若しくは第二百五十六条若しくは第二百五十七条若しくは第二百五十八条若しくは第二百五十九条若しくは第二百六十条若しくは第二百六十一条若しくは第二百六十二条若しくは第二百六十三条若しくは第二百六十四条若しくは第二百六十五条若しくは第二百六十六条若しくは第二百六十七条若しくは第二百六十八条若しくは第二百六十九条若しくは第二百七十条若しくは第二百七十一条若しくは第二百七十二号の罪を犯したことに伴い、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
  - 四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百九条の二若しくは第二百九条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十六条、第五十七条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四条第一項(同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
  - 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
  - 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者
  - 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。))において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。))であった者で、当該取消の日から起算して五年を経過しないもの
  - 九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
  - 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。))
  - 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
  - 十二 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
  - 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三百三十六号)(抄)  
(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)
- 第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。))第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下「労働者派遣法」という。))第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第一百八条第一項(労働基準法第六十六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第一百九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))及び第二十号(同法第十八条第七項及び第二十三号から第二十七号までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十一条の規定
  - 二 船員法(昭和二十二年法律第九号)第二十九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第三十条(同法第三十三号、第三十四号第一項、第三十五号、第四十五号及び第六十六号(同法第八十八号の二の二第四項及び第五項並びに第八十八号の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。))及び第三十一号(第一号(同法第五十三号第一項及び第二項、第五十四号、第五十六号並びに第五十八号第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三

## 省令様式第 1 号 (本体) : 7 / 8 ページ

- 号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)
- 三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 四 船員職業安定法第百一条から第百十五条までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
- 六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第四十条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
- 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
- 十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
- 十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。)及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定
- 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
- 十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百十九条及び第百二十二条の規定
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省省令第三号)(抄)  
(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)  
第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

申請書印刷

クリア

省令様式第1号（本体）：8 / 8ページ

**【提出】技能実習計画 認定申請書**  
**★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★**

進行管理スキャン用



2020/4/1

## 省令様式第1号（別紙1）：1 / 2 ページ

別記様式第1号（第4条第1項関係）別紙1

（日本産業規格A列4）

役員の氏名、役職名及び住所

申請者の氏名又は名称	外国人技能実習機構株式会社
1 番目の申請者（本体に記入した申請者は1番目の申請者）	1 ページ（ 1 人目～ 8 人目）

※正しいページ番号を入力してください。

	(よりがな) 氏名	役職名	住所
1	きこう たろう	代表取締役	〒 108-0022 東京都 ▼ 港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階
	機構 太郎		
2	きこう はなこ		〒 108-0022 東京都 ▼ 港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階
	機構 花子		
3	きこう じろう		〒 108-0022 東京都 ▼ 港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階
	機構 次郎		
4	きこう さぶろう		〒 108-0022 東京都 ▼ 港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階
	機構 三郎		
5	きこう しろう		〒 108-0022 東京都 ▼ 港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階
	機構 四郎		
6	きこう ごろう		〒 108-0022 東京都 ▼ 港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階
	機構 五郎		
7			〒 ▼
8			〒 ▼

申請書印刷

クリア

省令様式第1号(別紙1) : 2 / 2 ページ

**【提出】技能実習計画 認定申請書**  
**★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★**



2020/4/1

## (2) 軽微変更届

省令様式第3号：1 / 4ページ

別記様式第3号(第17条関係)		(日本産業規格A列4)	
		※ 軽微届出受理番号	
技能実習計画 軽微変更届出書			
2020 年 4 月 1 日			
外国人技能実習機構 理事長 殿			
届出者		外国人技能実習機構株式会社	
(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)			
監理団体		法厚協同組合 理事長 組合太郎	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。			
記			
1 認定番号		認1904999999	
2 認定年月日		2020 年 1 月 2 日	
3 届出者	①実習実施者届出受理番号	実1904999999	
	(ふりがな) ②氏名又は名称	がいこくじんぎのうじっしゅうきこうかぶしきかいしゃ 外国人技能実習機構株式会社	
	③住所	〒 108-0022 東京都 港区 海岸3-9-15 LOOP-X3階 (電話 03-9999-9999)	
4 技能実習生	①氏名	ローマ字	TEI HEIOTU
		漢字	丁 丙乙
	②国籍(国又は地域)	中国	
③生年月日、年齢及び性別		1990 年 1 月 1 日 ( 30 才 ) 性別 ( ♂男 ・ ♀女 )	

## 省令様式第3号：2 / 4ページ

	項目	変更前	変更後	変更年月日
5 認定計画の軽微な変更の内容	実習実施者住所変更	東京都千代田区霞が関 9-9-9	東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3 階	2020年 4月 1日
6 備考	<p>1. 本申請に係る担当者            ①氏名 ○○○○            ②職名 総務課長            ③連絡先 03-9999-9999            2. 軽微な変更の届出が必要となった理由            本社住所移転のため</p>			

## 省令様式第3号：3 / 4ページ

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 3 4欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
- 5 6欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。



省令様式第3号：4 / 4ページ

**【提出】技能実習計画 軽微変更届出書**  
**★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★**



2020/4/1

## (3) 事業報告書

省令様式第23号：1/4ページ

別記様式第23号（第55条第2項関係）		（日本工業規格A列4）	
		※ 事業報告受理番号	
事 業 報 告 書			
		2020 年 2 月 2 日	
外国人技能実習機構 理事長 殿		提出者 機構 太郎	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第2項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。			
記			
1 報告対象技能実習事業年度	2018 年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）		
2 許可番号	許1804999999		
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	ほうむこうろうきょうどうくみあい 法務厚労協同組合	
	②住所	〒 999-9999 東京都港区海岸〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)	
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合	
	②所在地	〒 999-9999 東京都港区海岸〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000)	
	③事業所枝番号	0001	
5 実習監理した団体監理型実習 実施者の数	団体監理型実習実施者 16人/法人		
6 実習監理した団体監理型技能 実習生の数	計 105人 (第1号 30人、第2号 50人、第3号 25人)		
7 実習監理した団体監理型技能 実習生の国籍（国又は地域）及び 人数	ベトナム	50人	
	中国	30人	
	フィリピン	20人	

## 省令様式第23号：2/4ページ

8 監理事業の実務に従事した職員の数		合計 4人 (常勤職員 2人 非常勤職員 2人)				
9 実施体制	① 監理責任者の講習受講歴	受講者名 技能 太郎	受講講習名 監理責任者等講習	受講年月日 2018年2月1日		
	② 監理責任者以外の役職員の講習受講歴	技能 次郎	監理責任者等講習	2019年1月2日		
10 技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数(A)		合格率(B/A)	
			(a) 修了者数	(b) やむを得ない不検者数	(A)=(a)-(b)	
	① 基礎級程度 (第1号修了者)		30人	3人	27人	25人
	② 3級程度 (第2号修了者)	実技	25人	1人	24人	20人
	③ 2級程度 (第3号修了者)	実技	0人	0人	0人	0人
	試験区分		受検者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)
	④ 3級程度 (第2号修了者)	学科	20人		15人	75%
⑤ 2級程度 (第3号修了者)	学科	0人		0人	0%	
11 行方不明者の発生状況		行方不明者 4人 (行方不明率 3.8%)				
12 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数	5人			
		登録の有無	●有 ○無			
13 地域社会との共生に向けた取組の実施状況	概要					
	① 日本語学習支援					
	② 地域社会との交流の機会提供					
	③ 日本文化を学ぶ機会の提供					

人数・金額の合計や合格率・行方不明率は自動計算されます。

## 省令様式第23号：3/4ページ

14 監理費 徴収 実績	①徴収した実習実施者数		15人/法人		
	②技能実習生1名当たりの 監理費の額		第1号技能実習生	第2号技能実習生	第3号技能実習生
			円/月	円/月	円/月
	③内訳		徴収額		支出額
	I 総計		円	円	円
	II 職業紹介費		計	円	円
			人件費	円	円
			交通費	円	円
			外国の送出国機関へ 支払う費用	円	円
			その他 ( )	円	円
	III 講習費		計	円	円
			施設使用料	円	円
			講師及び通訳への 謝金	円	円
			教材費	円	円
			技能実習生に支給 する手当	円	円
			その他 ( )	円	円
	IV 監査指導費		計	円	円
			人件費	円	円
			交通費	円	円
			その他 ( )	円	円
V その他諸経費		計	円	円	
		( )	円	円	
		( )	円	円	
		( )	円	円	
15 備考		担当者氏名：技能 太郎 連絡先 ××-××××-××××			

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
- 3 4欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
- 4 5欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
- 5 6欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。

## 省令様式第23号：4/4ページ

- 6 7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。  
また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
- 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、7 欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。
- 10 12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。
- 11 13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じて添付すること。
- 12 14 欄の①は、報告対象技能実習年度内に徴収した実習実施者数について記載すること。
- 13 14 欄の②は、報告対象技能実習年度内に徴収した監理費について、技能実習の段階ごとの技能実習生1名当たりの額を算出した上、それぞれ1月当たりの平均額を記載すること。
- 14 14 欄の③は、監理費の内訳について記載すること。また、同欄のⅤは、ⅡからⅣに該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。
- 15 15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 16 一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第31条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

申請書印刷

クリア

## (4) 監査報告書

省令様式第22号：1 / 5ページ

別記様式第22号（第55条第1項関係）  
第1面 D・E・F

（日本産業規格A列4）

※ 監査報告受理番号

## 監 査 報 告 書

2020 年 8 月 1 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

法厚協同組合  
代表理事 機構太郎

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第42条第1項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

## 記

1 許可番号	許1904999999
(ふりがな) 2 監理団体の名称	ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合
3 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称 ほうこうきょうどうくみあい 法厚協同組合
	②事業所枝番号 0001
4 監査 対象実 習実施 者	①実習実施者届出 受理番号 実1904999999
	(ふりがな) ②氏名又は名称 くみあい たろう 組合 太郎
	③住所 〒 999-9999 東京都 港区 海岸〇-〇-〇 (電話 03-0000-0000 )
	④技能実習生の数 合計 95人 (第1号 50人、第2号 30人、第3号 15人)
	⑤技能実習責任者 機構 太郎

## 省令様式第22号：2 / 5 ページ

	⑥技能実習指導員	機構	花子
		機構	次郎
		機構	三郎
		機構	四郎
		機構	五郎
⑦従前の監査の実施の有無		<input checked="" type="radio"/> 有（直近の実施日 8 月 20 日） ・ <input type="radio"/> 無	
5 監査実施日		2020 年 9 月 1 日	
6 監査実施者	①監理責任者	管理	太郎
	②補助者	監査	太郎
		監査	次郎
		監査	三郎
		監査	四郎
監査	五郎		
7 実地に確認した場所	①事業所	住所：東京都 千代田区 農が関〇-〇-〇	
	②実習実施場所	住所：東京都	
	③宿泊施設	住所：東京都	
8 技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告		<input checked="" type="radio"/> 実施 ・ <input type="radio"/> 未実施	
9 技能実習生との面談	①人数	合計 55 人（第1号 30 人、第2号 20 人、第3号 5 人）	
	②技能実習生の氏名等	認定番号：認1904999901 氏名：技能 太郎	

## 省令様式第22号：3 / 5 ページ

	認定番号：認1904999911 氏名：技能 次郎
	認定番号：認1904999912 氏名：技能 三部
	認定番号：認1904999913 氏名：技能 四郎
	認定番号：認1904999914 氏名：技能 五郎
10 設備の確認及び帳簿書類の閲覧	<input checked="" type="radio"/> 実施 <input type="radio"/> 未実施
11 宿泊施設その他の生活環境の確認	<input checked="" type="radio"/> 実施 <input type="radio"/> 未実施
12 特記事項	特になし。
13 監査結果	<p>技能実習法施行規則第52条第1号に掲げる方法により監査を行なった。技能実習生全員の実習実施状況、生活環境、生活状況及び宿泊施設等を確認し、ヒアリングを実施した。</p> <p>また、賃金台帳等を確認したところ、都道府県最低賃金改定に伴い、賃金額は改定されていた。</p> <p>一部の技能実習生に職務手当が割増賃金の算定基礎に含まれていない等の技能実習法違反があったため、是正するよう指導を行い、報告を求めるよう指導を行った。</p>



## 省令様式第22号：4 / 5 ページ

14 総合講評	
15 備考	担当者 協同組合外国人機構 総務部長 機構七部 連絡先 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (内線〇〇〇〇)

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 3欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
- 6欄の②については、監理責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理団体の役職員を記載すること。
- 9欄の②については、面談を行った技能実習生に係る技能実習計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 12欄には、技能実習生が従事する業務の性質上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第52条第1号に規定する方法により監査を行うことができなかった場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
- 14欄については、今回の監査結果に対する監理団体としての評価を簡潔に記載すること。
- 15欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

申請書印刷      クリア

省令様式第22号：5 / 5ページ

**【提出】 監査報告書**

**★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★**



2020/9/1

## 省令様式第22号（別紙）：1 / 2 ページ

別記様式第22号（第55条第1項関係）別紙

（日本産業規格A列4）

## 9 欄②の別紙（面談を行った技能実習生の氏名等）

ページ番号 1 ページ

※正しいページ番号を入力してください。

②技能実習生の氏名等	認定番号： 認1904999915 氏名： 技能 六郎
	認定番号： 認1904999916 氏名： 技能 七郎
	認定番号： 認1904999917 氏名： 技能 八郎
	認定番号： 氏名：
	認定番号： 氏名：
	認定番号： 氏名：
	認定番号： 氏名：
	認定番号： 氏名：
	認定番号： 氏名：
	認定番号： 氏名：

申請書印刷

クリア

省令様式第22号（別紙）：2 / 2 ページ

**【提出】 監査報告書**

**★申請時には本ページも印刷して提出頂くようお願いいたします★**



2020/9/1